

(平成24年11月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、支給日を平成16年7月31日及び17年7月30日、標準賞与額を15万円に、支給日を18年12月25日、標準賞与額を18万円に、支給日を20年7月31日、標準賞与額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月
② 平成17年7月
③ 平成18年12月
④ 平成20年7月

平成16年7月、17年7月、18年12月及び20年7月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額として記録されていないため、確認の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は「平成16年7月及び17年7月の賞与明細書は保管していないが、賞与は、必ず年2回支払われていた。」と供述しているところ、申立人から提出された平成16年分の源泉徴収票及び17年分の確定申告書、並びに18年、20年の賞与明細書から判断すると、申立期間①、②、③及び④について、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①及び②の標準賞与額については、申立人が所持する平成16年及び17年の複数の給与明細書、賞与明細書、16年分の源泉徴収票、17年分の確定申告書並びにオンライン記録から試算した賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、15万円とすることが妥当である。
- 3 申立期間③及び④の標準賞与額については、申立人が所持する当該期間に係る賞与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間③は18万円、申立期間④は15万円とすることが妥当である。
- 4 申立期間①、②、③及び④に係る賞与支払日については、申立人の主張及びオンライン記録における申立事業所に係る賞与支払記録から、それぞれ平成16年7月31日、17年7月30日、18年12月25日及び20年7月31日とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、各申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出したかどうかについて不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

徳島厚生年金 事案766

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和50年4月1日にA社に入社し、新人研修が終了した後、同年7月1日にA社B工場に配属された。申立期間については、継続して勤務していたので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の厚生年金保険被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和50年7月1日にA社からA社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が昭和50年7月1日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日として誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

徳島厚生年金 事案767（事案633の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月から同年8月まで

私は、昭和28年4月から同年8月までの期間において、A都道府県の組織であるB工事現場でC業務に従事していた。

今回は、昭和28年4月から29年頃までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いとして、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

今回は、申立期間当時、私がB工事現場で勤務していたことを、当該工事現場の近くに住んでいたD氏、E氏及びF氏が書面により証明してくれたので、再調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、i) A都道府県G部人事課は、「現存する資料において、申立人は、昭和35年1月1日からA都道府県で勤務した記録となっており、申立人が申立期間においてA都道府県の職員として在籍していたことを確認することはできない。」としている上、A都道府県H局が保管する申立人の履歴書（作成年月日として昭和34年10月8日の日付が記載されている。）において、B工事現場で勤務していた旨の記録が無いことから、申立人が申立期間において、申立事業所で勤務していたことを推認することができないこと、ii) A都道府県G部人事課は、「B工事現場がA都道府県の組織であったことは確認できない。」としている上、事業所原簿及びオンライン記録を調査しても、申立事業所及び類似名称の事業所が、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所に該当していた事実は確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成23年3月29日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人から提出された、申立人がB工事現場で勤務していたことを証する書面に署名している3人から事情を聴取したところ、期間の特定はできないものの、申立人がB工事現場で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、前述の3人から、B工事現場で勤務していた者に係る厚生年金保険の取扱いについての供述は得られない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。